

公益財団法人齋藤茂昭記念財団
評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人齋藤茂昭記念財団（以下「この法人」という。）定款第15条及び第30条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬等)

第3条 常勤理事には、報酬を支給することができるものとする。ただし、退職手当は支給しない。

- 2 評議員及び非常勤役員には、評議員会、理事会、監事監査、及びこれに準ずる会議への出席毎に、報酬として2万円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額）を上限に理事会の決議に基づき支給することができる。ただし、同一日に複数の会議に出席した場合は重複して支給しない。

(常勤理事の報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の年俸額は、この法人の財務内容、当該理事の業務実績等を勘案し、年俸700万円以内で代表理事が理事会の承認を得て定めることとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員及び役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、常勤理事については、月払で毎月10日限り前月分を支払うこととし、その他の評議員及び役員については、毎月末締め翌月末日払いで支払う。支給は、評議員及び役員名義の銀行等の金融機関の口座への振込の方法による。

(費用)

第6条 評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(通勤手当)

第7条 常勤理事には、通勤手当として最も経済的かつ合理的と認められる経路の通勤に要する費用を月額で支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。なお、当該決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならないものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、2021年3月26日から施行する。

2. 第8条については、この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による公益認定を受けた日から効力を生じるものとし、同日においてこの法人の名称及び定款の条番号等について必要な修正を行うものとする。

変更記録

(令和4年3月11日変更) 第9条変更。即日施行。

(令和4年7月1日変更) 第1条、第2条、第3条、第5条、第7条変更。即日施行。